

巡視、点検及び測定・試験の基準等

[別 表]

設備		点検項目	工事点検期間中の巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [毎月 1 回] ※絶縁監視装置設置の場合は隔月 1 回 ※64kVA未満の事業所は 3 か月に 1 回	年次点検 [毎年 1 回]
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器の慣性特性試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		開閉器と継電器の連動試験			○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	遮断機、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
		継電器の慣性特性試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		遮断機、開閉器と継電器の連動試験			○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
		内部点検			○
		絶縁油の酸価度試験			○
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	母線等	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		高圧絶縁抵抗測定			○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○
		絶縁抵抗測定			○
		計器校正試験			○
		ジーケンス試験			○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定			○
		漏えい電流測定		○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
	遮断機	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
非常予備発電装置	絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による	
	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		始動・停止試験		○	○
		保護継電器の動作試験			○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗装置			○
		外観点検	○	○	○
	遮断機、開閉器、配電盤、制御装置等	絶縁抵抗装置			○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定		○	○
		保護継電器の動作試験			○
		インターロック試験			○
					○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 3 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 4 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 5 工事完了後の竣工試験の実施、内容については乙と協議する。
- 6 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 7 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することができる。
- 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 10 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。